

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6PRX1GE00130	6PSH1A70002 0001		EYB-Z100003H				
品名 または 件名							
厨房用油分離槽清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支				関東処 用賀支			
搬入場所				納期または工期			
関東処 用賀支				令和9年3月31日(水)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室 (ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html)

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年6月1日(月)9時00分 会計課事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 契約書については請負業者が作成する。ただし、契約書の案文は官側が作成する。
- 令和8年6月1日(月)09時00分までに以下の④番を除く書類の提出をお願いします。
提出方法は電子メールとし、宛先は下記のメールアドレスに送信してください。
また、送信の際は電話で担当者に一報してください。
- ① 見積書
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条1項に基づく許可証(写)(収集・運搬)
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条6項に基づく許可証(写)(処分)
- ④ 官側による契約書の案文作成にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4項に示された内容を記載するために必要な情報が確認できる資料一式(契約相手を決定したときは当該請負業者のみ提出)
(FAXやメールも可としますが、後日原本の提出をお願いします。)
- 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- 見積書の無効
 - ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書
 - イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
- 本方式は随意契約を前提として見積依頼(オープンカウンター方式)であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書(物品販売契約条項又は役務請負契約条項)」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したもとする。
この際FAXでの提出を可とする。
- 契約手続きに関する問い合わせ先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1

陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班

担当：根本 TEL：03-3429-5241(内線373)

FAX：03-3429-5245

MAIL：yooga-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp

※仕様については 給食班 皆藤（内線 3 3 1）までお問い合わせください。

仕 様 書

厨房用油分離槽清掃役務	仕様書番号	EYB-Z100003H
	承認	
	作成	平成20年 10月 14日
	変更	令和 7年 4月 14日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処総務部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地で実施する厨房用油分離槽の清掃役務に関して規定する。

1.2 場所

- 1.2.1 東京都世田谷区上用賀1-20-1 陸上自衛隊用賀駐屯地
1.2.2 駐屯地配置図 別紙第1
1.2.3 油分離槽図面 別紙第2

2 役務に関する要求

2.1 一般共通事項

- 2.1.1 厨房用油分離槽及び厨房用油分離槽配水管清掃役務に関して、必要な事項を規定する。
2.1.2 厨房用油分離槽及び厨房用油分離槽配水管清掃役務の実施は、年4回とし時期の詳細は官側との調整による。
2.1.3 契約業者は、あらゆる形式の厨房用油分離槽及び厨房用油分離槽配水管清掃について十分な経験と技術を有し、且つ役務を完全に遂行する能力を完備するものでなければならない。
2.1.4 契約業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による有資格者とし、清掃に必要な関係官公署その他に對する、諸手続き及び関係法令・規則条例等を遵守し、その運用適用は契約業者の負担と責任において行うこと。
2.1.5 本仕様書に規定した以外の事象・明記のないものまたは、不明事項のある場合は、官側と調整しその指示による。

2.2 清掃

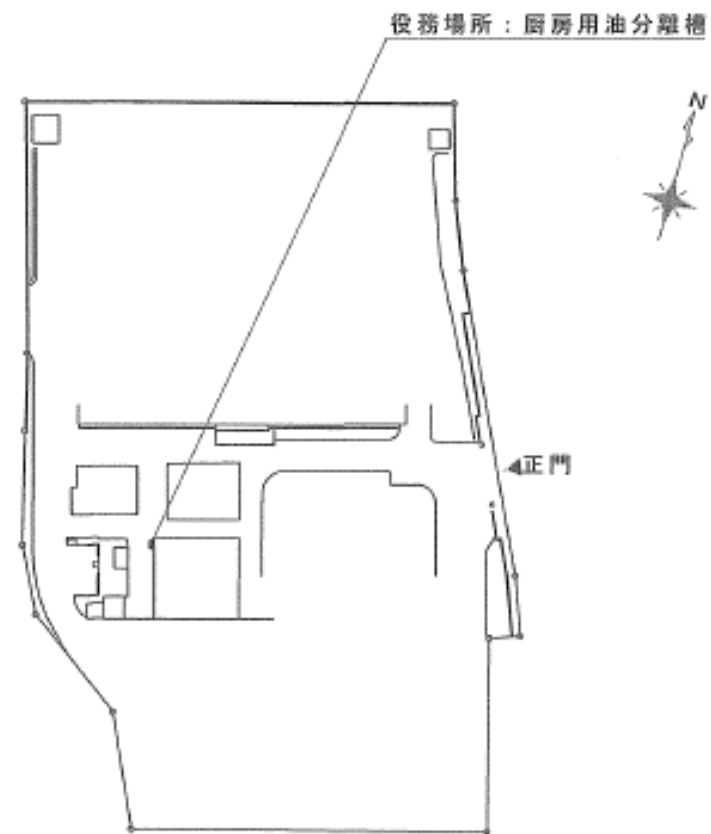
- 2.2.1 油分離槽の汚泥の汲み取り、内部壁及び底部に付着したものを洗浄して、完全に汲み取りをする。
汲み取り予定数量は、500L前後を基準とする。
2.2.2 厨房用油分離槽配水管内部に付着した汚泥を「高圧洗浄機」を使用して除去する。
業務の実施に必要な施設の水道等の使用に係る費用は契約業者の負担とする。
2.2.3 汲み取った汚泥は、契約者において法令に従い責任を持って合法的に処理し、官側に産業廃棄物管理票を提出するものとする。なお、産業廃棄物管理票は、契約業者側において準備する。
2.2.4 清掃中の全ての安全管理については、契約業者が責任を持って行うものとする。

3 その他の指示

- 3.1 清掃中、施設等を破損又は損傷した場合は、契約業者側により現状に復旧すること。
3.2 清掃中、危険物の流出等、環境保全上の保護等を確実にを行い、もし駐屯地及び周辺地域に被害を与えた場合は、契約業者の責任において処理すること。
3.3 役務写真は、清掃前・中・後を撮影し、各一部整理のうえ提出すること。
3.4 役務完了は、産業廃棄物管理票E票の確認により完了したものとみなす。

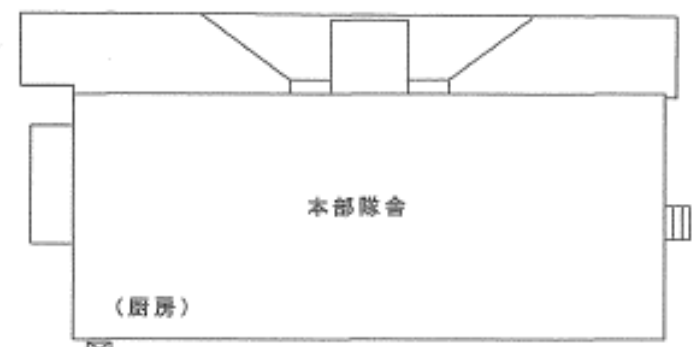


案内図 S = 1 : X

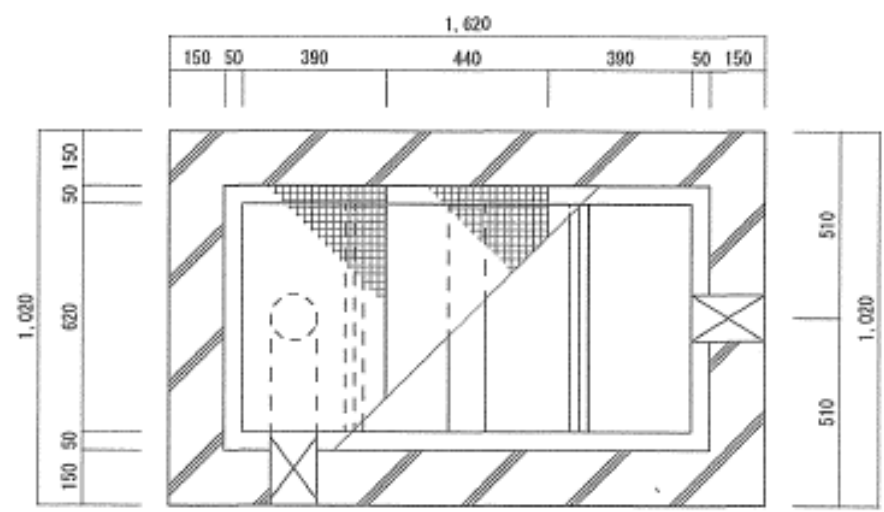
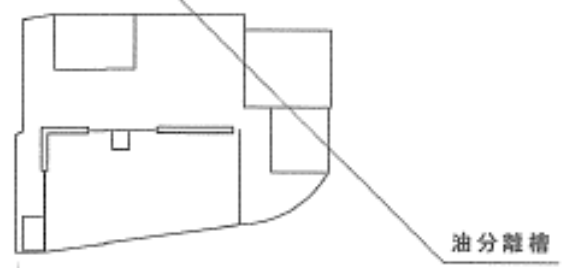


配置図 S = 1 : 2, 000

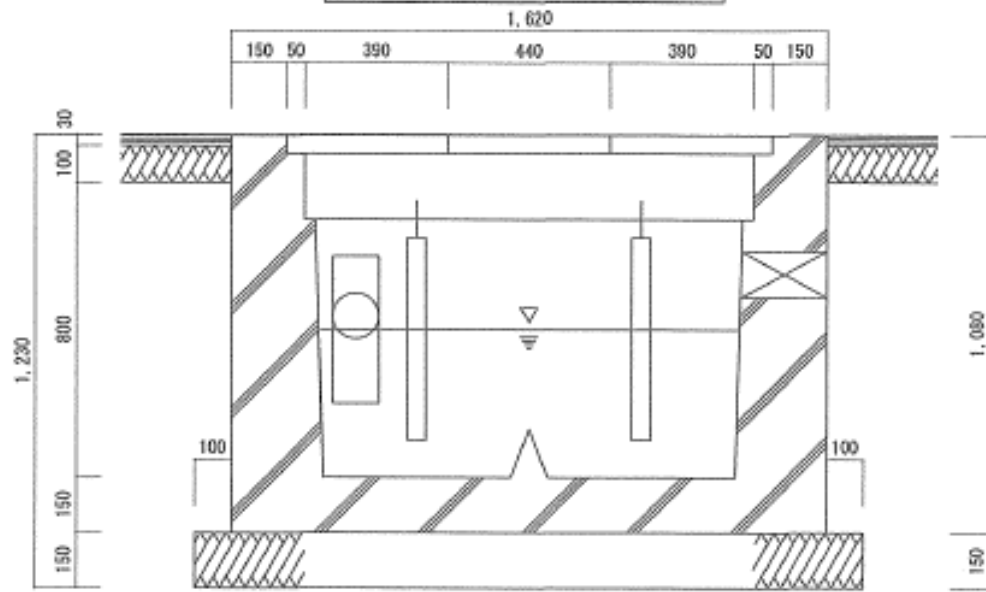
件名	油分離槽清掃役務	図面番号	1 / 2
種別	案内図・配置図	縮尺	図示



油分離槽配置圖 S = 1 : 500



油分離槽平面圖 S = 1 : 20



油分離槽断面圖 S = 1 : 20

件名	油分離槽清掃役務	図面番号	2 / 2
種別	油分離槽配置図・平面図・断面図	縮尺	図示